

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第34号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第3条 職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1日<u>8時間</u>、1週間当たり40時間以内とする。</p> <p>2 職員の始業・終業時刻、休憩時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 業務の都合上必要があると認める場合は、前項に規定する始業・終業時刻、休憩の時刻を変更することがある。</p> <p>第4条～第17条 省略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第18条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。</p> <p>2 前項の休暇(介護休暇を除く。)は、有給とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号、第3号及び第4号に掲げる職員以外の職員 20日</p> <p>二 当該年の中途において、新たに職員となった者、又は任期が満了することにより</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第3条 職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1日<u>7時間45分</u>、1週間当たり<u>38時間45分</u>以内とする。</p> <p>2 職員の始業・終業時刻、休憩時間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 業務の都合上必要があると認める場合は、前項に規定する始業・終業時刻、休憩の時刻を変更することがある。</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等業規程」という。)第16条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び育児・介護休業等規程第40条の規定により介護短時間勤務をする職員(以下「介護短時間勤務職員」という。)の1日の勤務時間及び1週間当たりの所定労働時間は、当該勤務内容に基づき、学長がそれぞれ定める。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定にかかわらず、子の養育又は家族の介護を行う職員は、1日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる。</u></p> <p>第4条～第17条 省略(現行どおり)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第18条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。</p> <p>2 前項の休暇は、有給とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第19条 第1項～第4項 省略(現行どおり)</p>	

退職することとなる職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数(以下「基本日数」という。)

三 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター及びメディア教育開発センター(以下、「国立大学法人等」という。)の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定行政法人の職員となった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者(以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職員となった者は、交流職員となった日において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)

四 当該年の前年において交流職員であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に交流職員となり引き続き再び職員となったもの 交流職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)

五 前4号に規定するもののほか、年次休暇の付与日数に関し、必要な事項は、学長が定める。

第20条~第23条 省略

(特別休暇)

五 育児短時間勤務職員又は介護短時間勤務職員(以下「育児・介護短時間勤務職員」という。)のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 20日に育児・介護短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

六 前号に定める育児・介護短時間勤務職員以外の育児・介護短時間勤務職員 15.5時間に育児・介護休業等規程第16条の規定に基づき定められた育児・介護短時間勤務職員の所定労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

七 前6号に規定するもののほか、年次休暇の付与日数に関し、必要な事項は、学長が定める。

第20条~第23条 省略(現行どおり)

(特別休暇)

第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一 省略

二 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

三～八 省略

九 職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められたとき 職員の妻が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間の2日以内の範囲内の期間(1暦日ごとに分割することができる。)

十 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間

十一～十六 省略

2 省略

第25条～第26条 省略

(介護休暇)

第27条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、並びに以下職員と同居している、祖父母・孫・兄弟姉妹・父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護するために取得する休暇をいう。

第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一 省略(現行どおり)

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三～八 省略(現行どおり)

九 職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等の勤務しないことが相当であると認められたとき 職員の妻が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間の2日以内の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

十 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育又は要介護状態にある家族と同居する職員が、その子又は家族の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子又は要介護状態にある家族の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

十一～十六 省略(現行どおり)

十七 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間

十八 職員の妻が出産する場合にあってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

2 省略(現行どおり)

第25条～第26条 省略(現行どおり)

(介護休暇)

第27条 (削除)

<p><u>2 介護休暇の期間は、前項に定める者の各々が同項に規定する介護を必要とする連続する6月の範囲内とする。</u></p> <p><u>3 介護休暇は、1日又は1時間を単位として付与する。なお、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。</u></p> <p><u>4 介護休暇期間の給与は、その期間の勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額する。その他介護休暇中の給与の取扱いについては、東京農工大学職員給与規程による。</u></p> <p><u>(介護休暇の申出)</u> 第28条 介護休暇を取得しようとする職員は、当該休暇期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿(介護休暇用)に記入して学長に申し出るものとする。</p> <p><u>2 介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を取得しようとするときは、一括して申し出るものとする。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、必要に応じて、事項を確認できる証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(不利益取扱いの禁止)</u> 第29条 職員は、介護休暇の申出及び取得等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="120 1038 846 1114"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時15分から午後1時まで</td> </tr> </table> <p>別表第2～別表第3 省略</p>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分	休憩時間	午後0時15分から午後1時まで	<p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>(介護休暇の申出)</u> 第28条 (削除)</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>(不利益取扱いの禁止)</u> 第29条 (削除)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1068 1038 1794 1114"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時00分から午後1時まで</td> </tr> </table> <p>別表第2～別表第3 省略(現行どおり)</p>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分	休憩時間	午後0時00分から午後1時まで	
労働時間	午前8時30分から午後5時15分									
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで									
労働時間	午前8時30分から午後5時15分									
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで									

附 則(21教規程第11号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第24条中、裁判員を加える改正については、平成21年5月21日から適用する。